

議長

次に、質問順位 2番 10番議員 中村充子君

議長

中村充子君

中村議員

失礼いたします。通告に従いまして一般質問をいたします。  
社会科副読本によりますと、米元広右衛門は江戸時代の終わりに酒屋の長男として和木村に生まれました。若いころは家業の酒づくりをして生活を営んでいましたが、あまりうまくいかず商売として続けることが難しくなっていました。

ちょうどそのころ広島江波では柳屋又七という人が海苔の養殖を成功させ大きな利益を上げていることを知りました。

和木の立地条件が江波に似ているところから「和木村でも海苔の養殖ができるのではないか」と考えたのです。

今では研究の結果、潮の満ち引きによって真水と海水が急に入れかわるところほど海苔が良く育つことがわかっていますが、養殖の方法が殆どわかっていない当時、広右衛門にとって養殖用の竹をさす場所選びは大きな問題でした。広右衛門はくじけることなくひたすら研究を続け、4年目にしてついに竹にびっしりとついた海苔を見ることができたのです。

その年の7月、残念ながら広右衛門は病気で亡くなり、その意志は長男の弘に引き継がれました。弘は大々的に小瀬川口およそ57,000平方メートル、小学校運動場7つ分に海苔の養殖場を作り村人たちが利用できるように、77人の和木村民がそこで働けるようになったのです。

その後、海苔の養殖は米作りに次ぐ和木の産業として盛んになり、村人たちの暮らし向きもしだいに楽になりました。残念ながら昭和に入り、戦争のため工場や海岸沿いに大工場ができてからは海苔の養殖はできなくなってしまいました。

村民は広右衛門の功績を偲んで石碑の建設を思い立ち、明治28年に除幕式が行われ、それ以来昭和33年に至るまで5年ごとお祭りも行われていました。

その後については何も行われていないのでしょうか。広右衛門さんの石碑の石垣が大変危険であるというお話を伺いました

ので、すぐに見にいきました。いたるところが危険な状態に見えました。百年に一度の雨が降れば崩れるのではないかと心配です。はじめは写真だけ撮って帰りました。

和木町史を見ても詳しいことはわかり難く、図書館で社会科副読本を見つけました。建設された年は、再び広右衛門の石碑も見て歩き明治28年（1895年）5月だとわかりました。敷地もかなり広いと感じました。春には桜、秋にはイチョウの葉がきれいな場所です。きっと、どなたかが落ち葉を片付けておられるのだと思います。

ここはどこの管轄になるのでしょうか。一度石垣のひび割れを見に行っていていただいて対策をお願いしたいと思います。

それでは具体的質問です。

米元広右衛門の石碑はどこの管轄になるのでしょうか。この場所の石垣はこれからどう扱われ、修復はできるのかお尋ねします。

議長 渡邊教育委員会事務局長

渡邊教育委員会事務局長 米元広右衛門の石碑の管理と管轄についてのご質問にお答えいたします。

この米元広右衛門の石碑は、小瀬川の河川用地内に突き出した形で作られておりまして、その土地の所有者は国土交通省ということになっております。そのため、史跡として継続的に使用するため、10年に1度、和木町教育委員会から国土交通省に占用の申請を行い、河川の占用許可を受けているのが現状でございます。町では道路側に植えられているイチョウを主として、その他の木についても、道路や河川内遊歩道の通行に支障が出る場合には、剪定を1年に1度これを実施しております。今、議員が言われました、敷地内の落ち葉の、拾ったりこういったところは、恐らく地元の有志の方々が定期的に随時行っておられるんだろうと思います。ご指摘の石垣については、現場見てまいりましたが、今すぐ崩落する危険はないかと考えておりますが、必要に応じて点検・調査を行い、もし何かやる時

にはですね、国土交通省との協議をしながら対応してまいりたい、このように考えております。

議長 中村充子君

中村議員 はい、よくわかりました。これからも続いて点検をよろしく  
お願いいたします。

それでは次の質問です。

この度、和木町史や3・4年生の社会科副読本「わき」を読  
ませていただきました。副読本の方が読みやすく詳しく掲載さ  
れていました。45ページから和木のごみ処理場のことが書いて  
ありますが、処理場が周陽環境整備センターになっています  
ので、作りなおす必要があるのではないかと思います。そこは  
どうでしょうか。

議長 重岡教育長

重岡教育長 中村議員のご質問にお答えいたします

ご指摘のとおり和木町のごみ処理は、ごみ焼却は、これまでの  
周陽環境整備センターから本年4月に岩国市日の出町に新  
設されたサンライズクリーンセンターで行われるようになりました。

またその副読本では小学校や保育所、幼稚園の古い校舎、園  
舎の写真が掲載されており、現在の町の様子とそぐわない点が見  
つかっております。

今回、新学習指導要領の改訂に合わせて児童が使用する教科書  
も新しくなりますので、副読本もそれらの内容と照らし合わせ  
て見直しする必要があります。

既に昨年度から小学校において編集に着手しており、学校に  
改訂された教科書が届く4月以降、1年をかけて副読本の全面的な  
改訂を行う予定であり、必要な予算を検討しているところ  
です。

なお、編集の際には、昨年6月議会の総務文教常任委員会に

において、中村議員からご提言いただいた歴史に関する内容（豪雨災害や空襲等）についても、末尾の年表への記載等について小学校と一緒に検討することとしております。

議長 中村充子君

中村議員 はい、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

それでは次の質問です。

小瀬川の件でもう一つ気になることがございます。

東邦大学理学部生物学科の講師村本哲哉さんですが、和木中時代に小瀬川の干潟のカニの研究により日本一の内閣総理大臣賞を受賞、高校時代には文部大臣賞、米国での国際学生科学技術フェアで特別賞を受賞するなど、幼少期から身近な自然を見つめ自然を研究して来られました。私が幼稚園教諭だったころは小瀬川の干潟に幼児を連れて行ってチゴガニの動きをみたり捕まえたりして遊ばせていたものです。

今、そのような授業はあるのでしょうか。小瀬川の両岸に歩道を作るなど、あれだけ人の手が入れば干潟の生き物はいなくなっているのではないかと危惧しているのは私だけでしょうか。教育長にお伺いします。

議長 重岡教育長

重岡教育長 ご質問の中でご紹介された東邦大学理学部の村本哲哉博士には、平成28年8月、文化会館において和木中学校の全生徒・一般町民を対象に、特別授業としてのご講演をいただきました。大変有意義な講演会であったことを覚えております。機会があれば、またお招きしたいなと思います。

さて、小瀬川の干潟等へ行っての授業がされているかというご質問ですが、小学校の第4学年の総合的な学習の時間の中に「小瀬川から環境問題を考えよう ～水辺の生き物教室～」という単元を設定し、毎年1学期に小瀬川河口栄橋下流域の干潟

で授業を行っております。

この授業には地域人材や地域の学習環境を積極的に活用することが期待されており、外部指導者として村本哲哉博士のご両親（村本正治・禎子ご夫妻）このお二人は山口県環境パートナーに登録されておられる方でございますが、を外部指導者としてお招きし、ご指導をいただいております。

今年の実績報告書には、31種類の生き物を採取することができ、ここ数年では多くの種類の生き物が採取できたと記載されておりましたので、生き物がいなくなっているという訳ではないようです。

これからも引き続きこのような授業を通して干潟の生き物の数や種類等について観察する機会を設け、子どもたちが、地域の一員として身近な自然環境や環境問題に目を向け、探究的な見方・考え方を働かせて生活してほしいと願っております。

議長 中村充子君

中村議員 ぜひ、そのような自然の中で育まれる事を大切にさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

役場の喫煙場所についてです。

和木町役場敷地内禁煙となりました。そのことについては全国的な流れで仕方がないことです。しかしながら、たばこを吸う場所がないというのはどうでしょうか。過日、視察研修にいった福岡県岡垣町では役場裏玄関入り口付近にプレハブの喫煙所が建てられていました。金額は50万円から70万円とのことでした。これくらいで、部屋の中で、うしろめたさもなく喫煙できればよいのではないのでしょうか。和木町は煙草を吸う人も吸わない人も快適に住める町であってほしいと私は思っています。喫煙者には歩きながら煙草を吸わないなど、吸わない人や子供たちのことに配慮してエチケットを守って喫煙していただきと思っております。

具体的な質問です。何かとストレスの多い時代です。車の中

や倉庫の裏で隠れるように煙草を吸う姿が気の毒に思われますが、このままで本当によいのでしょうか、これから寒くなりますからプレハブの喫煙所をつくりませんか。

議長 田中企画総務課長

田中企画  
総務課長 望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が制定されました。

改正の趣旨は基本的な考え方として3点ございます。1点は、望まない受動喫煙をなくす、2点目、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に配慮する、3点目としてその施設の類型・場所ごとに対策を実施する、この3つが掲げられています。

行政機関につきましては、3つ目の考え方が適用されまして、本年7月1日から改正規定が適用され、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるものの基本的には敷地内禁煙とされました。

このことに伴いまして、和木町においても行政機関については敷地内禁煙とし、敷地内に設置していた灰皿を撤去しております。

プレハブの喫煙所を設置してはとのご質問をいただきました。先ほど申しましたとおり、改正法では行政機関においても、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができるかとされています。

しかしながら、敷地内に設置する場合、喫煙者はまあそのプレハブハウスなりに出入りすることになります。その周りに副流煙が漂うことはないのか、受動喫煙をなくすることができるのか、食い止めることは困難ではないでしょうか。また施設は役場庁舎だけではありません。そのような予算を計上することに住民の理解は得られるのかと考えますと困難な点が多くように思われます。

以上のことから、町行政機関への喫煙所設置については検討段階にはない状況でございます。

また、メンタルヘルスについてのご心配もいただきました。

町職員につきましては、産業医の配置、あるいは毎年のストレスチェックの実施、研修への参加など必要な措置をとっているところでございますけど、引き続き留意して参りたいというふうに考えております。

議長 中村充子君

中村議員 大変残念ですが全国的に敷地内禁煙が叫ばれている中、私の考えは逆行しているようにも思われます。

広島市議会は屋上に喫煙スペースを設けると新聞に掲載されていまして。

また住民の反対により喫煙室を作ることをごためらっておられる市町もあるようです。今のお答えは、和木町は敷地内禁煙を厳しく貫くお考えと受け止めました。

私の質問はこれで終わります。

議長 再質問はございませんか。

議長 再質問がないようですので、中村充子君の一般質問を終わります。

議長 以上で、中村充子君の一般質問を終わります。